主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

理

由

は、原判決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。 証拠として、控訴代理人は、甲第一号証の一、二、第二、第三号証、第四号証の 一ないし三、第五号証の一、二を提出し、甲第三号証は被控訴会社京都支社を撮影 した写真であると述べ、当審証人C、A、Dの各証言、当審における控訴本人尋問 の結果を援用し、乙第一号証の成立は不知と述べ、被控訴代理人は、乙第一号証を 提出し、原審証人C、原審並びに当審証人A、当番武人E、Fの各証言、原審にお ける控訴本人尋問の結果を援用し、甲第一号証の一中押捺せられある記名のゴム いてあるにとは認めるが、その余の部分並び に国号証の二の各成立は不知、同第三号証が被控訴会社京都支社を撮影した写真で あること、及び爾余の甲各号証の成立はいずれも認めると述べた。

訴外Aが被控訴会社京都支社長であり、Bが被控訴会社の取締役社長であること は当事者間に争のないところであつて、押捺せられある記名のゴム印、支社の角 判、Aの丸印の真正について争がなく、よつて全部が真正に成立したものと推認し得る甲第一号証の一の記載、原審並びに当審証人A、Cの各証言を綜合すると、訴 外Aは、控訴会社取締役社長Bの代理人として、同会社京都支社長A名義をもつて、昭和二十五年三月三十一日金額三百万円、満期同年五月二十九日、振出地、 払地共に京都市支払場所株式会社中央信託銀行京都支店、受取人 F なる約束手形-通を振出し、控訴人は同年七月中右受取人の白地裏書により右手形の譲渡を受け、 所持人となつたことが認められるから、右手形につい〈要旨〉て、被控訴会社がその 責に任ずべきものであるかどうかを判断するに、前示証人Aの証言によりて</要旨> も、被控訴会社京都支社長は、会社の基本行為たる保険契約の締結、復活の承認、支社における社員任免の権限を有せず、主として保険契約の募集、外務員の指揮監督事務を取扱つているに過ぎないことが認められるだけであつて、他に右認定を覆 えして同支社が自ら本店と同一の営業をなし得る組織を有している商法にいわゆる 支店たる事実を肯認するに足る証拠はないから、同支社長たるAを目して商法第四 十二条の営業主任者となし得ない。従つて本件手形の振出について、被控訴会社が 同法条により責を負うべきものでなく、他にAに被控訴会社のために本件手形を振出す権限があつたことを認めるに足りる証拠はない。よつて、進んで右Aが被控訴会社を代理して振出した本件手形について他に被控訴会社としてその支払の責に任 すべき理由があるか否かを審究するに、成立に争ない句景四号証の一、 第五号証の一、二、前示証人Aの証言によると、被控訴会社京都支社は株式会社千 代田銀行京都支店及び株式会社第一銀行京都支店と当座取引契約を結び、同支社長 A名義の小切手により金員の出入をなしていたことが認められるが、同証人並びに 前示証人C(但し一部)、当審証人E、F、D(但し一部)の各証言右Cの証言に よりその成立を認め得る乙第一号証の記載を綜合すると、本件手形は被控訴会社京

都支社の業務に関係なく、Aがその弟Eの依頼により、同人及びFに金融を得さ

せ、その得た割引金の内金百万円はA自身の債務の決済に振当て、残金の内金百万円はCの関係する平和産金鉱業株式会社にEとFとが重役として入社する条件との事業資金として出資し、残金百万円はEとFとがこれを流用して高社の事業資金として該株式の売買によって得た利得命で本件手形の決定して活動がで、Dの決定を関係で発見して右手形の割引方をCに依頼したことが認められ、Dのいるでは、Dのいるで表して右手形の割引方をCに依頼したことが覆えずに足る証拠会社に合いて、ないでであるまでもなく、本件手形の振出は被控訴会と、ないであるまでもなく、「であるとであると表して変力を生ずるものでなく、「ではないでは、大きであると表に進んである。と表に進んであると表に基として変力である。と表に表して変力である。

判断に俟つまでもなく失当として棄却すべきである。 よつて右と同旨に出でた原判決を相当と認め、民事訴訟法第三百八十四条、第九 十五条、第八十九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 柳川昌勝 判事 村松俊夫 判事 中村匡三)